

2018~2023 年度 第4期 わかちあいプラン (概要版)

○ わかちあいプランは... いちかわ社協の地域福祉活動計画です！

- 1部：全体計画編・・・わかちあいプランの特徴、いちかわ社協の取り組みなど
- 2部：地区社会福祉協議会活動計画編・・・14の地区社会福祉協議会別の活動計画

地域福祉活動計画 ⇒ いちかわ社協
市川市地域福祉計画 ⇒ 市川市



2つの計画が連動して
地域福祉活動をサポートします



第1部 全体計画編

第1章 基本理念 (目指すもの)

「こんなまちにしたい…」
安心して生み育て
安心して老いを迎えることができる
「福祉のふるさと」としての
福祉コミュニティを創ります



「ずっと暮らしていきたい」
「この街が好きだ」
愛着が持て困った時に助け合える
安心感がある街

計画期間：2018年度～2023年度
6年間

第2章 わかちあいプランの特徴と性格

◎「互助」「共助」の支え合いの仕組みの確立

- 自助…自分や家族の力
- 互助…隣近所の助け合い
- 共助…市民活動、ボランティア活動
- 公助…公的福祉サービス

「互助」「共助」を強化するため
地区社協活動を住民と共に推進し
活動を支えていきます

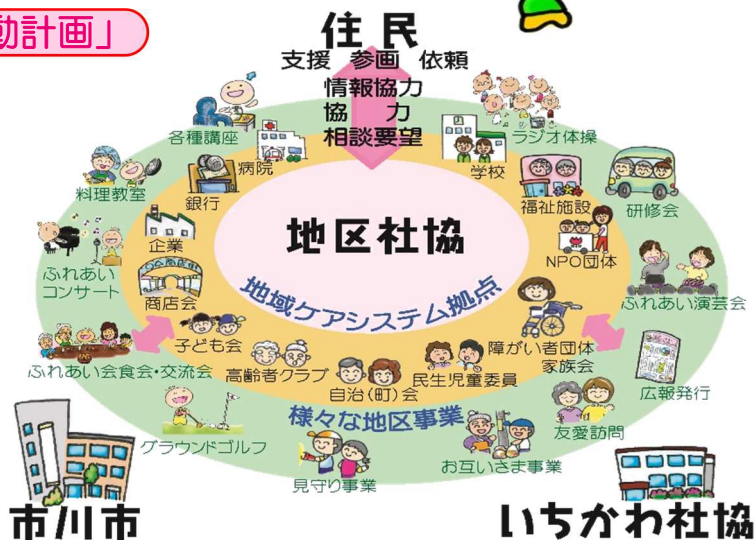


◎公民の役割の明確化

◎14の「地区社会福祉協議会活動計画」

住民参加の地域福祉活動で
「縁」をつくる

- ◎自ら住む地域に関心を持って、
住民が主体的に地域の取り組みや課題を
地域の諸団体、いちかわ社協、行政が
連携・協力して解決していく
仕組みを育む



第3章 わかちあいプランの施策

● 1節 互助のまちの仕組みの構築 ～地域福祉活動への支援～

1. 「てるぼサロン」活動の支援をします

新

新たな「てるぼサロン活動の手引き」作成事業

地域での活動を通じて人と人が出会い、声をかけあえる場となるよう、活動の目安となる「てるぼサロン活動の手引き」を作成します



「てるぼサロン」活動充実支援事業

「サロン活動支援講座」「てるぼサロンまつり」など、サロンの内容充実のため、学びの場や情報交換の場を開催することにより支援を行います

2. 地区社協事業の支援をします

地区社協事業への協力・支援事業

地域の実情に合わせた活動に対し、地区社協事業の実施や運営等への協力・支援を積極的に行います

地区社協事業の参加者拡充支援事業

様々な立場の住民がひとりでも多く、地区社協の福祉活動に参加・協力いただけるよう、地域や関係機関と協力連携していきます



3. 地域連携強化の支援をします

地域ケア拠点の環境整備事業

あらゆる世代の地域住民が気軽に立ち寄り活動ができるよう、地域ケア拠点の環境整備を支援します



地区社協事務局の機能向上支援事業

地区社協の主体的活動を目指した、地区社協事務局機能向上のため、相談や提案、協力による支援を行います

諸会議運営等の支援事業

関係機関等に、地域ケアシステム推進連絡会や相談員会議等への参加を要請するなど諸会議の運営等への支援を行います

4. 「お互いさま事業」の実施支援をします

新

「お互いさま事業」具体化の支援事業

誰もが住み慣れたまちで安心して暮らすためには、ちょっとした助け合いの仕組み「互助」が必要になってきています。いちかわ社協では「お互いさま」の「互助」で支えあえるまちづくりを目指し、「お互いさま事業」を推進し、各地区社会福祉協議会で取り組みを進めるため、**生活課題調査への協力、ガイドラインの作成**を行います



● 2節 福祉専門職の充実

1. 専門職の適正配置を目指します

コミュニティワーカーの適正配置

地域支援専門職の適正配置と充実を目指し、東西南北に1名配置されている「広域コミュニティワーカー」を14地区に「地区コミュニティワーカー」として専任配置できるように行政と定期的に協議を行います



個別支援専門職の適正配置

経済的に困窮している方や判断能力が不十分な方の権利擁護など、専門職による個別支援を更に充実するため、利用実績に応じた職員の適正配置に向け、行政や千葉県社協と協議を行います

子育て支援専門職の適正配置

放課後保育健全育成事業において、高学年を含めた全学年対応や要配慮児童等への適切な対応を推進するため、行政と定期的な協議を行います



2. 専門職の質向上を目指します

研修体制事業

専門職の質の向上を図るため、全社協、県社協、県、関係機関が実施する研修の受講を推奨するとともに、いちかわ社協内での研修の充実を図ります。



● 3節 個別支援の充実

1. 地域福祉専門機関としての個別支援を行います

(1) 「後見センター」設置を目指した権利擁護体制の充実

市民後見事業の準備事業

市民後見人が活躍する「後見センター」の設置準備として、法人後見を受任し、市民後見事業につなげる体制を構築します

(2) 福祉サービス利用援助事業の実施

利用希望者の慢性的待機改善のため、専門員の適正配置について、行政や千葉県社協と協議・要望するとともに、地域住民や関係機関と連携し、潜在するニーズの掘り起こし、判断能力の十分でない方への支援を充実します



(3) 経済的困窮者への相談支援の強化

相談支援体制強化事業

あらゆる相談を受け止め、適切な機関・制度につなげ、必要に応じて継続的に関わるなど、柔軟で即応性のある相談支援を目指します



利用者に応じた支援メニューの実施事業

生活福祉資金（国制度）を利用して支援を行い、いちかわ社協独自の応急援護資金や福祉つなぎ資金なども柔軟に活用しています

(4) フードバンク活動の支援と実施

フードバンク支援事業

「フードバンクちば」が実施しているフードドライブ（年3回）に協力します

新

独自フードバンク実施事業

緊急度が高い生活困窮者に対応するため、幅広く食糧品を募り、**独自のフードバンク活動の事業化**を目指します



2. 保育クラブ（放課後児童健全育成事業）の運営と地域と連携した新たな子育て支援を構築します

(1) 保育クラブ（放課後児童健全育成事業）の運営事業

学童保育の利用を必要とする全ての児童に対応できる体制づくりに努めるとともに、高学年、特別に配慮が必要な児童に対する支援に対応するため、**支援員の配置・養成のための研修会を提供**します

(2) 地域と連携した新たな子育て支援

新 学校等と連携した事業検討

小中学校やPTAが実施している制服のリサイクル活動や経済的困窮者等への支援活動に協力するなど、学校と連携した事業を検討します



新 子ども食堂支援事業

子どもや親が安心して子ども食堂を利用できるように、子ども食堂運営者と連携し、情報共有、保険加入、検便などリスクマネジメントに要する経費や食材調達に対する情報提供などの子ども食堂への支援体制を確立します

● 4節 福祉きょういくの拡充

1. 子どもへの福祉教育を行います

教育機関等への福祉体験学習等への支援事業

講師の派遣や福祉機器の貸し出しによる支援を行います



子どもを対象としたボランティア体験事業

児童・生徒対象のボランティア体験事業を実施します

2. ボランティア講座等地域人材の養成と確保を行います

ボランティア養成事業

ボランティアの育成・資質向上・啓発を目的に、市民や関係者を対象とした講座・研修会を実施します

- ボランティア初心者を対象とする講座の実施
- ボランティア経験者を対象とする講座の実施
- その他、関係者もしくは専門分野を対象とした講座の実施



● 5節 災害支援体制の構築

1. 災害支援体制の構築を行います

災害発生時の初動期における、いちかわ社協の役割と実働的な事務局職員の動き、最小限必要と思われる事項について、市や関係機関と共通の認識をするため「災害ボランティアセンター立ち上げ訓練」を実施します



● 6節 社会福祉法人等による公益的事業協議や連携と事業実施

1. 連携のきっかけの場の提供を行います

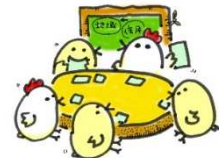
福祉関係者交流事業 (福祉関係者新年のつどい)

地域福祉の推進を図るため
地域代表者、法人会員、福祉施設、福祉団体、福祉教育推進校、ボランティア等
市内福祉関係者といちかわ社協役員・評議員
が一堂に会して情報交換交流会を行います

新

公益法人の意見交換や地域貢献事業の対応

生活困窮者の自立支援、社会的に孤立する方への支援など、地域の実情に合わせた形でネットワークの構築・意見交換を行います



● 7節 寄付文化の醸成

1. 寄付による地域福祉活動への参加を推進します

寄付推進事業

「いちかわ社会福祉だより」やホームページのほか、地区社協活動をはじめとする様々な事業活動をとおして、その活動を支える寄付の重要性を広くお知らせします

新

遺志による寄付（仮称「遺贈呼びかけ事業」の実施）

大切な財産の使い途として、財産を社会福祉のために寄付したいという意思を実現するために、遺言による方法で財産の一部の受取人として、いちかわ社協を指定していただくことの呼びかけを実施します



● 8節 いちかわ社協の経営健全化の取り組み

1. 経営的視点の強化を目指します

会員の加入促進事業

いちかわ社協と地区社協の活動を積極的にPRし、会員及び法人会員の加入を促進します

収益事業の拡大

自主財源の増加を図るために新たな収益事業の検討をします

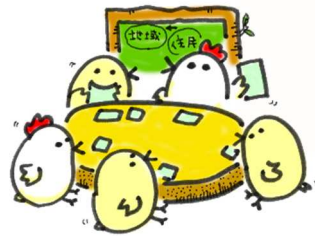
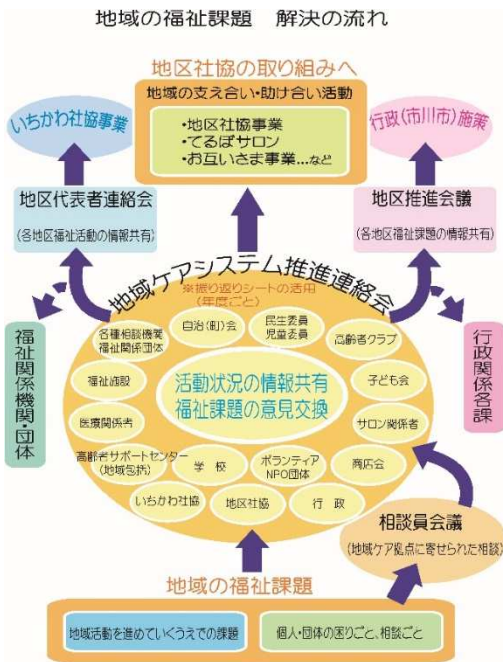
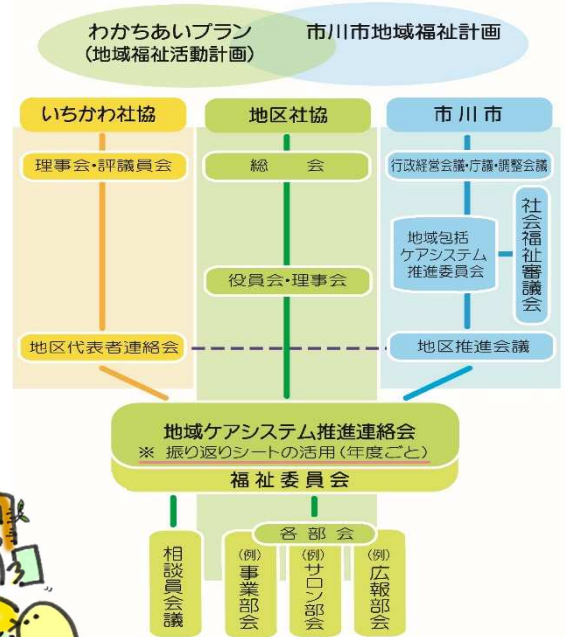
募金及び積立金管理事業

基金の使途を詳細に定めるとともに、事業や人件費の見直しを定期的に行い、基金及び積立金を確保します

第4章 住民による計画の進捗状況評価と見直し

3節 「第4期わかちあいプラン」と「市川市地域福祉計画」の関連表

地域課題・困りごとなどを、地区社会福祉協議会を中心にした地域ケア推進連絡会、相談員会議などで話し合います。いちかわ社協の事業に関するものは地区代表者連絡会へ、市の施策は行政の地区推進会議へ、問題解決に向け意見を頂き今後の取り組みに活かしていきます。



◎ 振り返り

振り返りシートを作成！各地区の地区別計画の振り返りに活用頂くと共に、そこであがった意見を取りまとめ、いちかわ社協事業や行政施策につなげていくことを目指しています

第2部 地区社会福祉協議会活動計画編

4つのテーマで計画を策定！！

- ① てるぼサロンおよび地区社協事業の充実 ～“ふれあい”や“つながり”を育むために～
- ② 地域連携の強化 ～地域における福祉課題の把握と対応～
- ③ 「お互いさま事業」の実施 ～身近な地域の支え合い～
- ④ その他の課題

★いちかわ社協、行政への意見・要望・期待の意見も頂きました



詳しくは
本編をご覧ください

